

Table with 18 columns: 管理コード, 提案事項(事項名), 該当法令等, 制度の現状, 求める措置の具体的内容, 具体的事業の実施内容・提案理由, 措置の分類, 措置の内容, 各府県庁からの提案に対する回答, 再検討要請, 提案主体からの意見, 「措置の分類の見直し」, 「措置の内容の見直し」, 各府県庁からの再検討要請に対する回答, 再々検討要請, 提案主体からの再意見, 「措置の分類の見直し」, 「措置の内容の見直し」, 各府県庁からの再検討要請に対する回答, プロジェクト名, 管理提案事項番号, 提案主体名, 都道府県, 制度の所管・関係府庁.

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	管提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁				
100070	農地を養殖池にする際の農地転用許可不可	農地法第2条、第4条第1項	農地を農地以外のものとする場合は、農地法第4条に基づく転用の許可が必要。	既存の農地の維持と耕作放棄地の解消により地域活性化を図るとともに、耕作放棄地やそれに隣接する耕作放棄地となる可能性のある農地及び既に水田養殖池として利用されている農地を限定条件に、養殖池に転用する場合は、地目を農地のまま使用する規制緩和を働きかけたい。	(提案内容) 「総獲」の生産の維持発展により、地域の既存の農地の維持と耕作放棄地の解消及び、地域活性化や魚山の保全を図るため、耕作放棄地や耕作放棄地に隣接し、今後数年以内に耕作放棄地となる可能性のある農地及びすでに水田養殖池として利用されている農地を限定条件に、養殖池(コンクリート等の永久構築物による養殖池を除く)に転用する場合は、地目を農地のまま使用するものとする。 (提案理由) 本市の「総獲」の生産は、中山間地農業の副産物として農家の生活を支え、継続生産者が守り続けて来た産物。農業用水等の農業施設を共に維持管理すること、地域農業を支えてきた。 しかし、「中絶農地」により殆ど「養殖池」が失われ、その後「復旧可能な養殖池」は僅かしか残っていますが、過去の農地のため復旧が困難であり、水田等の間隙により復旧しない「養殖池」が数多ある。 このような現状から、継続生産者が中山間地の「養殖池」を確保、この結果それまで農業と共に守ってきた地域の農産物・農業施設の維持管理が出来なくなる。耕作放棄地の発生防止と農地利用に繋がると共に、地域の生活の維持に貢献出来るものと確信している。	C					右提案主体からの意見を踏まえ、農地転用の許可を得ることが必要である。  なお、農地法上、農地に転用する可否は、土地の現況にかかわらず、2020年度まで、土地の現況によって判断するものではない。	C			回答で示された「農地を養殖池として使用する場合は、農地法に基づき「農地転用の許可を得る必要がある」とは、構造改革特区の提案以前から十分認識している。しかし、内閣府が示した構造改革特区の提案の趣旨では、「構造改革特区」は、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入する特定地域を設けて、規制緩和や地域活性化を推進するものとし、この度の提案は、現行法での規制を構造改革特区による規制緩和により、継続生産の維持発展と共に漁獲の増加による農産物の増産を促進するものとする観点から、農地転用の規制を行うのは、優良農地を確保するため、農地の確保や魚山の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障のない農地に限定することと、具体的な転用の目的を有しない設備目的、資産保有目的での農地の取得は認めないためである。							1 0 3 0 1 0	小千谷市	新潟県	農林水産省	
100080	市街化調整区域における、土地開発規制の緩和。	農業振興地域の整備に関する法律第10条第1項、第10条第2項、農地法第4条	① 農地転用許可制度 農地を農地以外のものとする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利の設定・移転を行う場合は、都道府県知事の許可(4haを超える場合には農林水産大臣の許可)が必要である。 ② 農業振興地域制度 農用地区域は、市町村の農業振興地域整備計画において定める農用地等として利用すべき土地区域であり、農用地が農地や土地改良事業等の対象地など、生産性が高く、長期にわたり確保すべき優良農地の区域である。このため、農用地区域の変更は、農用地等以外の土地となすことが必要かつ適当であり、他に代替地がない、農作業の効率化に支障がない等の要件を満たすと判断される場合に限り、公告・縦覧を経て行うことができる。	市街化区域に隣接する、市街化調整区域に隣接する、市街化調整区域に隣接する農地については、従業者の高齢化及び、継業者不在が非常に大きな社会問題となっている。現行における市街化調整区域では、他の用途への転用が非常に難しく、いかなる耕作放棄地の発生・増加に対しても、市街化調整区域に隣接する市街化調整区域は農地の生産性を低下させることとなる。このため農業施設に限り、一定の要件を満たせば、構造改革特区により、市街化調整区域内の土地開発規制を緩和することとする。これにより都市部からの耕作放棄地対策がなされるばかりか、政府が定めた数値目標である「CO2等排出削減」、2020年度で25%増(1990年比)の達成に寄与できるものがある。	C			市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域であり(都市計画法第7条第3項)、その区域内にある農地の転用については、都道府県知事(4haを超える場合には農林水産大臣)の許可を受けなければならないこととされている。 また、市街化調整区域かつ農用地区域内にある農地は、農用地等として利用すべき土地の区域であり、原則として転用を行うことができないこととされている。 市街化調整区域を農地に転用するに当たり、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の規制緩和を行うこととする。これらの制度による優良農地の確保に支障が生ずることとなること、本提案を取り入れることに関する懸念がある。 なお、御提案にある市街化に隣接している市街化調整区域内の農地における開発行為については、その農地が市街化区域内又は市街化調整区域に隣接する農地である限り、第3種農地として区分されれば、転用許可が可能な場合がある(農地法第4条第2項第1号(1)及び(2)、第5条第2項第1号(1)及び(2))で、市町村及び農業委員会に御相談いただきたい。	C											1 0 4 7 0 0	株式会社 玉越	愛知県	農林水産省 国土交通省			
100090	一般事業法人の農地取得	農地法第3条第1項、第4条第2項、同条第3項	農地の所有権の取得が認められている法人は、原則として農地の所有権に制限されている。	先般の農地改正で「農地」は可能となったが、一般事業法人の農地取得についても可能とし、土地の取得制限がなくなることで農業者が発展し、農業者の農地取得が促進されることにより、農業者の経営を高め、他の民間サービス化との競争によりサービスレベルを向上を促す。	先般の農地改正で「農地」は可能となったが、一般事業法人の農地取得についても可能とし、土地の取得制限がなくなることで農業者が発展し、農業者の農地取得が促進されることにより、農業者の経営を高め、他の民間サービス化との競争によりサービスレベルを向上を促す。	C					C									1 0 4 1 2 0	株式会社イソグループ シャドーキャビネット	神奈川県	農林水産省			
100100	農協の4分制	農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項	農協は、組合員の利便性の向上を図るため、農業協同組合法第10条等認められた範囲内で、経済事業、信用事業、共同事業などを総合的に一体的に運営していること。また、平成21年6月に公布された農地法等の一部を改正する法律による改正後の農業協同組合法(第132号)第10条第1項に基づき、農協が自ら農業経営を行う範囲を拡大した。	各地の単位農協を①営農事業会社(農業経営に関する販売・購買事業、営業指導を行う会社)、②共同事業会社、③信用事業会社、④生活・福祉事業(生活に関する販売・購買事業、冠婚葬祭・高齢者福祉・観光・旅行などを行う会社)として4つの事業を営み、他の民間サービス化との競争によりサービスレベルを向上を促す。 上記で分制された営農事業会社は直接農業経営を行う権限を付加し、農地を取得し、農作業を営み、直接耕作を行えるようにすることにより、農地取得により耕作放棄地の減少、農業者の雇用の増加を促す。また、各地域農協に4つの事業を営み、他の民間サービス化との競争によりサービスレベルを向上を促す。また、各地域農協に4つの事業を営み、他の民間サービス化との競争によりサービスレベルを向上を促す。	C							C									1 0 8 4 3 0	株式会社パソナグループ シャドーキャビネット	神奈川県	農林水産省		
100110	植物の輸出及び輸入等にかかる検査手続、検査要件の緩和	植物防疫法第六條、第七條、第八條、第九條、第十四條	植物等を輸出入する際には、植物防疫法第9条、第10条等の規定に基づき、植物防疫法による輸出入検査を受けなければならない。	現行法で規定されている動物の輸出入及び輸出については、船舶の構造及び乗、下船方法等を変更し国内、国外の旅客船利用者の移動を促進するとともに、一定の要件を満たした外航船舶を利用する船舶に限り、船舶の資格変更(内航船舶への変更)に伴う動物の輸出手続き及び検査を本邦出発地又は目的地で行うことが可能とする。	外国航路船舶(超高速船)を国内旅客輸送手段として活用することにより、減速・廃止されている離島と本土を結ぶ生活航路を確保するとともに、離島と本土の交流人口の拡大を図りたい。 提案理由 離島と本土を結ぶ航路の経営状況は、利用者の減少や燃料価格の高騰により非常に難しく、会社存続のために航路の減便や休止を余儀なくされている。 しかし、本市の北部地域と本土を結ぶ航路(超高速船)は、移動距離や時間、経費を削減すると島民の生活を支える上で重要な移動手段であり、存続を促す必要がある。 そこで、韓国との国境に近接している本市の地理的な特性を活かし、福岡市と釜山を結ぶ外航航路船舶(超高速船)を本市の北部地域と福間市とを結ぶ国内旅客輸送手段として活用し、島民の生活路線の確保と交流人口の拡大を図りたいものである。 代替措置 外国航路船舶を国内旅客輸送手段として活用するためには、船舶の資格の変更を行い、博多～比田間を内航し、比田間～釜山間を外航することにより国内旅客輸送手段として活用を図ることができる。国内・国外の航路利用者の利便性を考慮すると、船舶の構造及び乗、下船の方法等を変更し、国内、国外航路の旅客船利用者と接続を断る方法により、運業による利用と動物の輸出入等手続き及び検査の緩和を図ることができると考えられる。 船舶の資格変更に伴う影響 釜山～博多間の外航航路利用者は、船舶の資格の変更を比田間港(寄港地)で行った場合、一旦比田間港に上陸し・入国の手続きを行ったあと再度、乗船し目的地に向かうこととなり、利便性を大きく損なうこととなる。	D							D									1 0 4 9 1 0	外航航路船舶を 活用した国 内旅客輸送手 段確保プロ ジェクト	対馬市	長崎県	農林水産省
100120	動物の輸出及び輸入等にかかる検査手続、検査要件の緩和	家畜伝染病予防法第三十九條、第四十條、第四十四條、第四十五條、第四十六條	動物等、畜産物を輸出入する場合は、家畜伝染病予防法第40条、第44条等の規定に基づき、家畜防疫法による輸出入検査を受けなければならない。	現行法で規定されている動物の輸出入及び輸出については、船舶の構造及び乗、下船方法等を変更し国内、国外の旅客船利用者の移動を促進するとともに、一定の要件を満たした外航船舶を利用する船舶に限り、船舶の資格変更(内航船舶への変更)に伴う動物の輸出手続き及び検査を本邦出発地又は目的地で行うことが可能とする。	外国航路船舶(超高速船)を国内旅客輸送手段として活用することにより、減速・廃止されている離島と本土を結ぶ生活航路を確保するとともに、離島と本土の交流人口の拡大を図りたい。 提案理由 離島と本土を結ぶ航路の経営状況は、利用者の減少や燃料価格の高騰により非常に難しく、会社存続のために航路の減便や休止を余儀なくされている。 しかし、本市の北部地域と本土を結ぶ航路(超高速船)は、移動距離や時間、経費を削減すると島民の生活を支える上で重要な移動手段であり、存続を促す必要がある。 そこで、韓国との国境に近接している本市の地理的な特性を活かし、福岡市と釜山を結ぶ外航航路船舶(超高速船)を本市の北部地域と福間市とを結ぶ国内旅客輸送手段として活用し、島民の生活路線の確保と交流人口の拡大を図りたいものである。 代替措置 外国航路船舶を国内旅客輸送手段として活用するためには、船舶の資格の変更を行い、博多～比田間を内航し、比田間～釜山間を外航することにより国内旅客輸送手段として活用を図ることができる。国内・国外の航路利用者の利便性を考慮すると、船舶の構造及び乗、下船の方法等を変更し、国内、国外航路の旅客船利用者と接続を断る方法により、運業による利用と動物の輸出入等手続き及び検査の緩和を図ることができると考えられる。 船舶の資格変更に伴う影響 釜山～博多間の外航航路利用者は、船舶の資格の変更を比田間港(寄港地)で行った場合、一旦比田間港に上陸し・入国の手続きを行ったあと再度、乗船し目的地に向かうこととなり、利便性を大きく損なうこととなる。	D						D									1 0 9 0 4 0	外航航路船舶を 活用した国 内旅客輸送手 段確保プロ ジェクト	対馬市	長崎県	農林水産省	